

○厚生労働省告示第四百三十九号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から適用する。ただし、第三十七条及び第三十八条の規定は、公布の日から適用する。

平成二十六年十一月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（食品、添加物等の規格基準等の一部改正）

第一条 次に掲げる告示の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

（中略）

三 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一及び別表第三

（中略）

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第九条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

第二十条第三号ニ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

（中略）

（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正）

第二十六条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表IX区分(5)中「薬事法（）」を「薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）第 1 条の規定による改正前の薬事法（）」に改める。

（以下略）